

同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第1条 本会は神奈川県立鶴見高等学校同窓会と称し、事務局を横浜市鶴見区下末吉6丁目2番1号鶴見高等学校内に置く。
- 2 略称として鶴陵会とする。
- 3 1950年9月10日を創立日とする。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図り、かつ母校と連携してその発展に貢献することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1)総会の開催
- (2)会報発行及び会員名簿の発行
- (3)その他本会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

- 第4条 (1) 正会員 イ.旧制鶴見中学校、鶴見高等学校の卒業生
ロ.旧制鶴見中学校、鶴見高等学校に在籍したもので
役員会の承認を得たもの
- (2) 特別会員 イ.前記学校の現旧職員
ロ.その他学校関係者で役員会が推薦したもの

第 3 章 役員及び幹事

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- 名誉会長 1名 会長 1名 副会長 若干名 幹事長 1名
副幹事長 1名 委員長 若干名 会計監査 3名
校内幹事若干名 参与若干名
- 第6条 役員及び幹事は以下により決める。
- (1)名誉会長は母校校長を推薦する。
- (2)会長、副会長、幹事長、副幹事長、会計監査は幹事より互選により選出する。
- (3)校内幹事は母校より推薦された職員を、役員会で承認する。
- (4)参与は会員中より役員会が選出し決定する。
- (5)幹事は母校卒業時に各ホーム(各組)において互選によりホーム(組)相当数を選出し決定する。更に役員会の承認の上、増員することができる。
- (6)委員長は正会員の中から役員会が選出し決定する。
- 第7条 役員及び幹事の任期を次の通りとする。
- (1)名誉会長は母校校長の在職期間とする。
- (2)他の役員は2年とする。
- (3)幹事は原則として終身とするが、事情により他の正会員と交替することが出来る。
- 第8条 役員及び幹事の任務を次のように決める。
- (1)会長 会務を総括する。
- (2)副会長 会長を補佐する。会長に支障のあるときはその任務を代行する。
- (3)幹事長 幹事会及び役員会を運営し、本会の会計業務を司る。

- (4)副幹事長 幹事長を補佐し、幹事長に支障のあるときはその任務を代行する。
- (5)参与 役員を輔弼する。
- (6)校内幹事 学校と同窓会との連絡調整をする。
- (7)幹事 本会の運営に関する事項を審議する。
- (8)委員長 各委員会の目的達成に向けて実務を遂行する。
- (9)会計監査 本会計の監査を行う。

第 4 章 機 関

第 9 条 本会は目的達成のため次の機関を置く。

幹事会、役員会、各委員会（役員会で審議し設置する）

第 10 条 各機関は次の如く構成する。

- (1)幹事会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員会委員長、幹事、校内幹事、参与
- (2)役員会 会長、副会長、幹事長、副幹事長、各委員会委員長
および会長または副会長の推薦する正会員
- (3)各委員会 委員長、正会員である委員

第 11 条 各機関は次の任務を行う。

- (1)幹事会 会長がこれを招集し、予算その他の会務を審議決定する。
- (2)役員会 会長又は幹事長がこれを招集し、会務を総合調整する。
- (3)各委員会 委員長がこれを召集し、実務を遂行する。

第 5 章 総 会

第 12 条 総会は原則として毎年一回会長が招集し、幹事会の決議事項を報告する。

第 6 章 会 計

第 13 条 本会の会費は入会金及び年会費・終身会費で構成し、別に臨時会費を徴収することが出来る

- (1)会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日迄とする。
- (2)入会金は3,600円とする。
- (3)年会費は一口2,000円とし、終身会費は30,000円とする。

第 14 条 本会の経費は会費及び寄付金その他を以って充てる。

第 15 条 第3条第3項目に定める事業を行うため経費を支出する時は、役員会の承認を経ることとする

第 7 章 雑 則

第 16 条 個人情報保護に関する必要な事項は、役員会の議決を経て別途定める。

第 17 条 本会の決議は出席総数の過半数によるものとする。

第 18 条 本会の会員は、その住所その他に変更が生じた時は、その都度事務局へ報告するものとする。

第 19 条 本会則は幹事会の決議を経て改正することができる。

第 20 条 その他本会則に必要な細則は別に定める。

付 則

本会則は平成11年4月10日より効力を発する。

本会則は平成16年4月24日より効力を発する。

本会則は平成30年4月27日より効力を発する。

本会則は令和2年7月8日より効力を発する。